第九条から第十九条までを削る。

第二十条中「認定経営発達支援計画において」を「認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において」に改め、「。以下「一般社団法人」という」を削り、「以下「一般財団法人」という。）若しくは」を「又は」に、「又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人（以下」を「（以下この条において」に、「認定経営発達支援計画又は」を「認定事業継続力強化支援計画又は」に、「認定基盤施設計画に従った経営発達支援事業又は基盤施設事業」を「認定経営発達支援計画に従った事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業」に改め、同条を第九条とする。

第二十一条の見出し中「行う」の下に「事業継続力強化支援事業又は」を加え、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は、」の下に「認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は」を、「その行う」の下に「事業継続力強化支援事業又は」を加え、同条を第十条とする。

第二十二条の見出し中「及び検査」を削り、同条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業又は認定基盤施設計画に係る基盤施設事業」を「認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業」に、「商工会等」を「商工会又は商工会議所」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

第二十二条第三項及び第四項を削り、同条を第十一条とし、第二十二条の二を第十二条とし、第二十三条を第十三条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条第一項中「第二十二条第一項若しくは第二項」を「第十一条」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に、「し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「した」に改め、同条第二項中「商工会等」を「商工会又は商工会議所」に改め、同条を第十四条とし、同条に見出しとして「（罰則）」を付する。

第二十五条を削る。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第三条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第四条第一項第一号、第五条及び第六条第二項中「、遺贈若しくは贈与」を削る。

第四条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同条第三項中「後継者」を「会社事業後継者」に、「特例中小企業者」を「特例中小会社」に、「特定受贈者」を「株式等受贈者」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この章において「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であった者として経済産業省令で定める要件に該当する者であって、他の者に対して当該事業に係る事業用資産（土地及び土地の上に存する権利並びに建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、事業を実施する上で必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の全部（当該事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、その有していた共有持分の全部。次項において同じ。）の贈与をしたものをいう。

5　この章において「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から前項の事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（以下「事業用資産受贈者」という。）又は当該事業用資産受贈者から当該事業用資産の全部を相続により取得した個人である中小企業者であって、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものをいう。

第四条の見出しを「（会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等）」に改め、同条第一項中「後継者は」を「会社事業後継者は」に改め、同項ただし書中「後継者が所有する当該特例中小企業者」を「会社事業後継者が所有する当該特例中小会社」に改め、同項第一号中「後継者」を「会社事業後継者」に、「特定受贈者」を「株式等受贈者」に、「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　会社事業後継者

第四条第三項中「後継者は」を「会社事業後継者は」に、「後継者以外」を「会社事業後継者以外」に改め、同項第一号中「後継者」を「会社事業後継者」に、「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同項第二号中「後継者」を「会社事業後継者」に、「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、当該個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第四条に次の一項を加える。

5　旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、第三項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当該個人事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一　当該個人事業後継者が第三項の規定による合意の対象とした事業用資産の処分（当該個人事業後継者の事業活動の継続のために必要な処分として経済産業省令で定めるものを除く。）をする行為をした場合

二　当該個人事業後継者が当該事業用資産を専らその営む事業の用以外の用に供している場合

三　旧個人事業者の生存中に当該個人事業後継者が事業を営まなくなった場合

第五条の前の見出しを削り、同条及び第六条を次のように改める。

（会社事業後継者が取得した株式等以外の財産又は個人事業後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意）

第五条　次の各号に掲げる者は、前条第一項又は第三項の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者全員の合意をもって、書面により、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

一　旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者　会社事業後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産（当該特例中小会社の株式等を除く。）

二　旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者　個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産（当該事業用資産を除く。）

（推定相続人と会社事業後継者又は個人事業後継者との間の衡平及び推定相続人間の衡平を図るための措置に係る合意）

第六条　次の各号に掲げる者は、第四条第一項又は第三項の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者全員の合意をもって、当該各号に定める措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

一　旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者　当該推定相続人と当該会社事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置

二　旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者　当該推定相続人と当該個人事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置